

予選規約

1. 本大会への出場資格を決める予選が第2次予選、第2次予選への出場資格を決める予選が第1次予選である。
2. 第2次予選は各地区連盟、第1次予選は各加盟地方団体が主管するものとする。
予選方法については、当該地区連盟および加盟地方団体が実施要項として作成し、運営委員会の承認を得る。
3. 第1次予選は、第2次予選に出場するチームを8チーム以下に制限するために行う。
しかし、地方の事情によっては例外を認める場合もある。
4. 第2次予選は、本年6月12日(日)までに終了することとする。
5. 1地区の予選に出場した加盟チームおよびその競技者は、他の地区予選に出場することはできない。
6. 予選における選手の出場資格は、本大会と同様とする。出場資格のない選手を出場させたチームには、勝利の取消し、または、大会から除外の措置を行うことがある。
7. 第1次予選に優勝したチームが第2次予選、第2次予選に優勝したチームが本大会へ出場できない場合、ランナース・アップを推薦しなければならない。
8. 第1次および第2次予選に出場するチームは、試合に出場することができる全選手を記載した「出場承諾書」を作成し、それぞれ指定された期日までに提出しなければならない。
ただし、代表権を獲得し本大会に出場する時は、第1次および第2次予選の出場チームから3名以内を選出し、補強選手として出場させることが出来る。
この場合、選出された選手は必ず協力出場しなければならない。
9. 応援団は、試合に干渉できない。審判の判定に従わず騒ぎ立てるなど試合の続行を妨げた場合にはチームが責任を負うものとする。この場合そのチームが試合をフォーフィット(没収)され、その後の出場を停止されることもある。
10. 試合規則は、2016年度公認野球規則、アマチュア内規および社会人野球内規による。
ただし、原則サスペンデッドゲームは適用しないものとする。
11. その他の細則はそれぞれ地区の事情によって決めることができる。

(公財) 日本野球連盟
毎日新聞社